

**令和7年4月入所に向けた「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」
の一部改正について
(概要)**

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用にあたって、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施することとなっています。

横浜市では、保育所等の定員を上回る利用希望があるとき、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の「別表2」及び「別表2-2」に基づきアルファベット順にランクで区分し、利用の優先順位を決めています。同一ランクで並んだ場合、「別表3」により調整指数を定め、点数の高い順に決定します。

この度、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」について、見直しを行います。

2 改正の概要

(1) 就労ランクにおける就労時間を週から月へ見直し

ア 見直しの考え方

現在、就労ランクは「月の就労日数」と「週の就労時間」に応じて判定していますが、国が定める就労証明書の標準的な様式から「週の就労時間」の項目が削除されたため、週の就労時間を「1日の就労時間帯」や「就労する曜日」、「週の就労日数」などから導き出しています。

このため、ランクの審査を容易かつ明確に行うことができるようにするとともに、保護者が就労証明書の記載内容から自分のランクを事前に想定しやすくなるよう、ランク判定における就労時間の考え方を週単位から月単位に改めます。

イ 別表2「利用調整基準」の「1 就労（内定含む）」について

- (ア) Aランクについて、「1週40時間以上」を「月160時間以上」に変更します。
- (イ) Bランクについて、「1週35時間以上40時間未満」を「月140時間以上160時間未満」に変更します。
- (ウ) Cランクについて、「1週24時間以上」を「月96時間以上」に変更します。
- (エ) Dランクについて、「1週16時間以上24時間未満」を「月64時間以上96時間未満」に変更します。
- (オ) Eランクについて、「1週16時間以上」を「月64時間以上」に変更します。

(2) 介護ランクにおける介護時間を週から月へ見直し

ア 見直しの考え方

就労ランクにおける就労時間を週単位から月単位に見直すのにあわせて、介護ランクの判定においても、月単位で判定するよう基準を見直します。

イ 別表2「利用調整基準」の「4 親族の介護」について

- (ア) Aランクについて、「1週40時間以上」を「月160時間以上」に変更します。
- (イ) Bランクについて、「1週40時間以上」を「月160時間以上」に変更します。
- (ウ) Cランクについて、「1週28時間以上」を「月112時間以上」に変更します。

(3) 通学ランクにおけるランクの細分化

ア 見直しの考え方

現在、月 64 時間以上通学している場合には、時間の長短に関わらず一律Eランクを適用していますが、就労等と同様に、就学の日数や時間に応じて保育の必要性を細分化するよう見直します。

ランクの設定にあたっては、介護ランクにおける時間要件に準じて「B、C及びFの3段階」に変更します。これにより、就学時間が長い場合にはB又はCランクが適用されることとなり、保育の必要性の認定における下限の「月 64 時間」の場合には、就労ランク及び介護ランクと同様に、Fランクとなります。

また、「保育の必要性の認定基準」に表現をそろえ、ランクの名称を「通学」から「就学」に変更します。

イ 別表2「利用調整基準」の「6 通学」について

「6 通学」を「6 就学」に変更するとともに、一律Eランクを適用していたものを以下の3段階のランクに変更します。

- (ア) 「月 20 日以上かつ月 160 時間以上就学している」場合には、Bランクとします。
- (イ) 「月 16 日以上かつ月 112 時間以上就学している」場合には、Cランクとします。
- (ウ) 「月 64 時間以上就学している」場合には、Fランクとします。

(4) その他

保育所等の利用のための申請をする保護者については、父、母に限るものではないため、基準における一部表現を見直します。詳細については、別紙改正案及び新旧対照表をご参照ください。

3 適用時期

令和7年4月入所の利用調整から適用する予定です。

4 その他

- (1) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の具体的な改正案につきましては、別紙改正案及び新旧対照表をご参照ください。
- (2) この改正案については、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。